

令和6年第11回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和6年11月26日（火）9時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 山浦 勝義 書記 津田 卓也 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	議案第 3 号	農業振興地域整備計画の変更について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	現況証明願について 生産緑地のあっせん願いについて

		なったものです。 申請法人は、農地所有適格法人で、農業用機械は、トラクター 8 台、コンバイン 5 台、田植機 3 台、その他必要な農機具を備えております。 申請地は周辺の農地と同様の利用状況とし、水稻の栽培が予定されております。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、申請者の農地貸借に関して特段支障ございません。
	議長	それでは、番号 17 番の審議に入ります。 該当委員は一時退席をお願いします。 (該当委員：一時退室)
	議長	議案第 1 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
	議長	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。
	議長	退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。 (該当委員 入室)
	事務局	委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」3 ページをご覧ください。 18 番の駐車場として利用するものについて説明します。 場所は、議案書 4 ページをご覧ください。 申請地は日進市立図書館の東に 50 m に所在する 1 筆

	で、登記地目は田、現況地目は畑で、合計面積は3,017㎡です。 譲受人は日進市長で、現在、日進市の職員用駐車場は、自家用車での通勤をする者が殆どであることから足りておらず、やむをえず利用者駐車場にも駐車をしなければならない現状があります。 必要な台数を確保するためにも、市役所及び図書館周辺において、各施設まで徒歩圏内で利用でき、不足分を充足できる駐車場が早急に必要である為、今回の申請がされたものになります。 計画では現状の地盤高を変えずに砕石を敷き、排水は敷地内に集水桝を設け西側道路対側の側溝へ暗渠で排水する計画となっております。 申請地は、令和6年5月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、19番の駐車場として利用するものについて説明いたします。 場所は、議案書4ページをご覧ください。 申請地は日進市中央福祉センターの南に位置し、当申請法人が運営する社会福祉法人施設に隣接する農地で、登記地目・現況地目は畑で、面積は1,240㎡です。 申請法人は、平成17年に設立し、生活介護事業を行っております。申請地北側に生活介護事業所があり、障害福祉サービス及び老人居宅介護事業の事業所、生活介護事業におけるカフェも併設しております。 事業所周辺は、公共施設が集中していますが、公共交通機関の不便さから、ほとんどの方が自家用車の利用の為、来客用駐車場が足りず、図書館や市役所の駐車場を利用されることもあり、駐車場の増設が必要としています。 また、職員用駐車場も十分に確保出来ておらず、周辺の駐車場も借りていますが足りず、敷地内の通路スペースに詰
--	--

	め込み駐車をしている現状があります。 そこで、施設に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、施設に隣接することから防犯面に優れ効率よく活用が出来る申請地をやむをえず選定したのになります。 申請地は、令和6年5月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。 排水について、碎石を敷き、表面水は自然浸透させる計画となっており、擁壁で敷地が囲われていることから周辺の農地への影響はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、20番の資材置場として利用するものについて説明いたします。 場所は、議案書5ページをご覧ください。 申請地は米野木駅から北西に約500mに所在する1筆で、登記地目、現況地目は畑で、面積は404㎡です。 申請法人は平成17年に設立、本店は日進市本郷町に所在し、建設業を営んでいます。 自然木を材料とした建物の提案が多く、材木を仕入れて自然乾燥をさせる為、常に在庫も多く資材置場の面積も必要としています。 本店とは別で、日進市内に資材置場とみよし市内に加工所がありますが、みよし市の加工場内に保管する資材が多くなり、加工作業の支障になっている状態であります。 そこで、加工所の作業効率化を図るため、加工所内にある木材を別の場所に移設を検討しましたが、日進市内の資材置場も一杯である為、日進市市内の既存の資材置場の隣接地をやむをえず選定したのになります。 排水については、周囲に囲いを施し、雨水について南側側溝に放流又は自然浸透する計画になっており、周辺の農地への影響はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則
--	--

		転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。 続きまして、21番の駐車場として利用するものについて説明いたします。 場所は、議案書6ページをご覧ください。 申請地は藤枝町公民館から南東に約100mに所在する3筆で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は474㎡です。 申請法人は昭和41年に設立し、藤枝町地内において、自動車及び自動二輪車の販売修理や損害保険代理業等を行っております。 申請法人は、自動車の販売を行っておりますが、敷地内には、利用者や業者の駐車車両、代車車両等により十分な展示スペースを確保できておらず、隣同士の車両の隙間が殆どないような展示や修理車両の保管をしていたり、試乗や修理車両の取り出しの際には、何台も車を入れ替える必要がある状況で、接客や安全上の不具合が発生しています。 そのような折り、隣接する申請地3筆の土地所有者から、土地を譲っても良いと話をいただき、必要台数を確保でき、事業所から近く効率よく活用が出来るので、当該地にて計画をしたものになります。 排水について、砕石を敷き、表面水は自然浸透させる計画となっており、周辺の農地への影響はないと思われます。 農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。
	議長	議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	委員	排水について18番の案件のみ管で流す計画で、他の駐車場利用の案件の排水は自然浸透だが、何か区分はあるのか。
	事務局	排水計画については事業者の計画によって異なります。

		また、事務局は周辺農地に影響がない排水計画であるかを判断しています。 18番の案件の排水について、埋まっている管に流すのか。 申請地西側道路の東側の埋まっている側溝ではなく、西側の側溝に流す計画になっています。 3000㎡あるが、周辺農地に影響なく排水できるのか。排水計画によれば、問題ないと思われます。 18番の案件について130台も必要か。また、職員は現在どこに停めているのか。 職員が市役所利用者駐車場に停めている現状がありますので、今回の申請は妥当なものと思われます。 集水桝の大きさについては規定があると思うので担当課と確認をしてください。 20番の案件について、横に民家があるが、建物を建築する計画があるのか。 計画では、資材置場と伺っており、建物を建築する計画はありません。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」説明いたします。 議案書7ページをご覧ください。 10番の申出者による案件について説明します。 場所につきましては、議案書8ページご覧ください。 申出地は岩藤公民館から南西に約350メートルの位置に所在する2筆で、登記地目・現況地目は共に田で、面積は合計2,454㎡です。
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	事務局	

		土地改良事業の実施状況ですが、昭和 5 2 年度に事業完了した「県営ほ場整備事業日進地区第 8 工区」に該当します。 申請法人は、平成 2 6 年に法人設立し、本店は日進市岩藤町に所在し、花苗・観葉植物の生産、販売、園芸用資材の販売を行っています。 申請法人の自社農場は、主に豊田市の山間部にありますが、令和 5 年より、岩藤町の本社近辺において農地法 3 条の許可を経て、農地の取得をしています。 事業の根本となる苗を培養増殖する施設が長久手市にあります。施設の老朽化から建て替えを必要としています。現在の場所で建て替えも検討しましたが、苗の培養増殖を停止して建築を行うことにより、全ての業務が停止してしまうため不可能です。 そこで、現在の位置以外での新築計画の取組をすることになりました。 また、施設で生産された苗は、生育の為に、新鮮な状態で、豊田市足助の生産農場へ運搬され生育し出荷します。施設で生産された苗が新鮮な状態で生産農場に搬入され育成をする課程において、施設及び生産農場のスタッフ及び本社スタッフが一丸となり携わる必要があるため、本社・生産施設・生産農場が可能な限り近距離であることが業務の効率化に繋がります。しかし、現状は、長久手市から豊田市の農場まで 3 0 キロ以上で車での所要時間は 4 5 分以上であり、運搬業務に大変な支障をきたしている状況です。 そこで、本社及び本店周辺の農地から近い申出地において、新しく培養生産施設を建築することを計画したのになります。 また、昨年取得した農地で使用する農機具・農業用資材・培土などを保管する農業用倉庫及び新たな培養施設の建築により増員予定の従業員の駐車場も一体で計画するのになります。 場所は農用地内ですが、農用地区域の周辺部であり、他に代替すべき土地がなく、最低限必要な除外規模であるため、支障はございません。 排水については、事業地内に集水桝を設け、西側の道路側
--	--	---

		溝へ排水する計画となっておりますので、周囲の農地への影響はない計画となっております。 また、農用地の集団化・効率的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、申出地周辺における担い手の農地集積に支障はないと思われます。 周辺の農業用施設の機能にも支障はございません。 以上から、除外に必要な要件である農振法第 13 条 2 項各号について、満たしていると思われます。
	議長	議案第 3 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員	駐車車両 40 台は従業員駐車場か。現地付近には通行時間規制もかかっているが従業員の進入は可能か。出入口はどこか。
	事務局	従業員駐車場として利用します。本社側から入ることは可能です。
	委員	40 台も必要か。
	事務局	新たな培養施設の建築に伴って、従業員も増員するため必要だと思われます。
	議長 事務局	農業用倉庫が 498 m²とあるが、なにか規定があるのか。 農地法において特段の面積規定があるわけではないが、建築物が伴うので都市計画法の手続きも並行して行われます。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第 3 号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 6 件 ・農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件 ・農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件 ・農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 件
	議長	専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。

		ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。 (事務局より報告。) ・現況証明願について ・生産緑地のあっせんについて
	事務局	
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	(事務連絡) ・来月の農業委員会
	議長	12月26日(木) 午後4時 本庁舎4階第2会議室 それでは、これをもちまして、令和6年第11回農業委員会を終了させていただきます。
	(9:48)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 4番委員 _____

議事録署名者 5番委員 _____